



第1章

ビジョンの策定にあたって

1 策定の趣旨

文化芸術は、創造性や豊かな人間性を育むとともに、日々の生活に彩りや豊かさをもたらしてくれます。また、社会的、経済的な価値を生み出す側面もあり、地域の魅力を高める原動力となる必要不可欠なものです。

八王子市では、平成28年度(2016年度)に「八王子市文化芸術ビジョン」を策定し、文化芸術がより身近になるよう取組の方向性を明示しました。また、平成29年度(2017年度)には、八王子市における文化芸術振興の基本的な事項を定め、市民や市の役割を規定した「八王子市文化芸術振興条例」を制定し、これらに沿って取組を進めてきました。

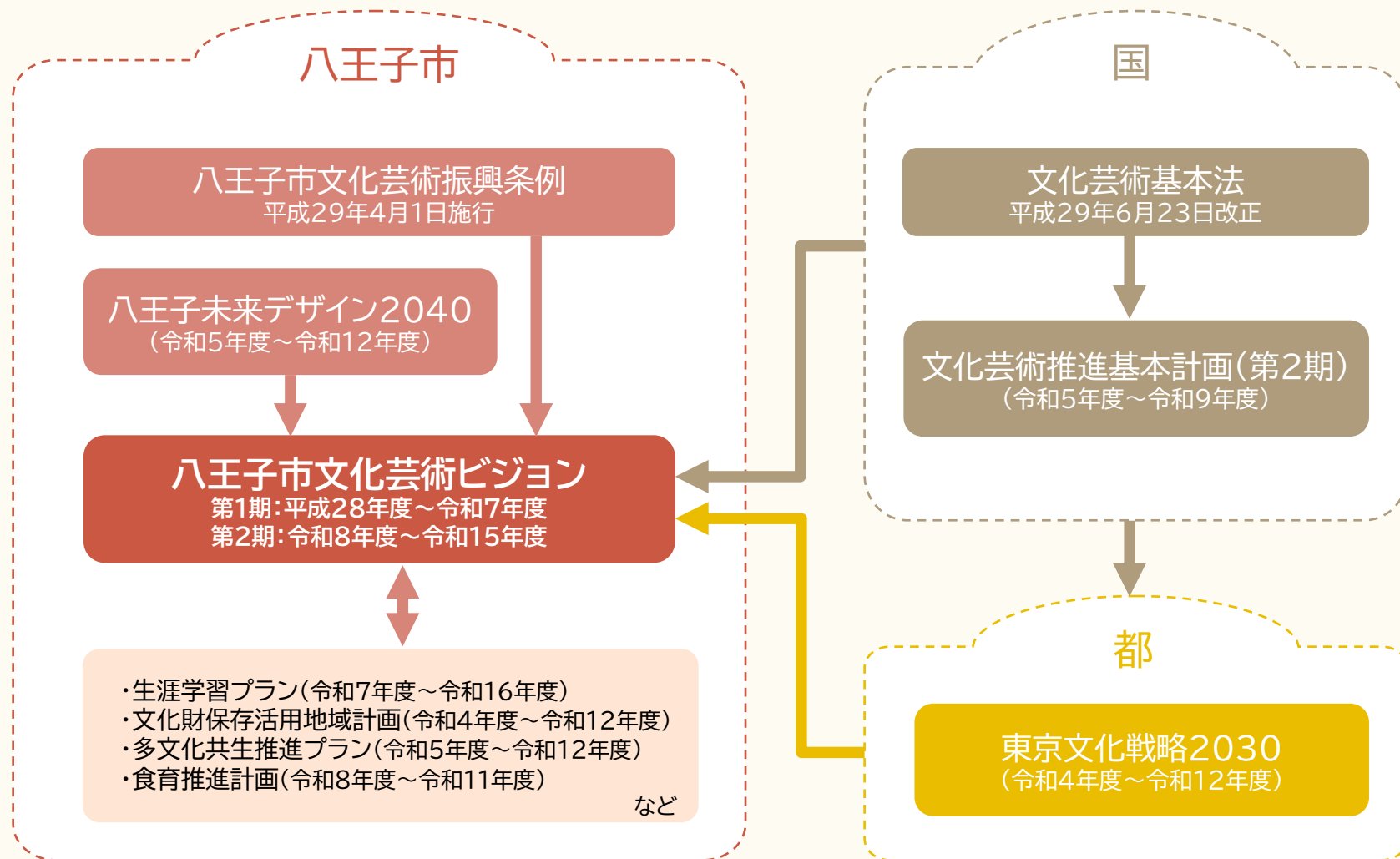
「八王子市文化芸術ビジョン」策定以降、平成29年(2017年)に「文化芸術振興基本法」が「文化芸術基本法」に改正され、文化芸術施策と観光、まちづくり、産業その他の分野との連携を明確化したほか、生活文化として食文化を新たに振興の対象としました。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、各種公演やイベントの中止などにより活動が制限されたほか、地域の祭礼等の行事が中止となることで伝統文化の継承に支障が生じるなど、文化芸術分野においても多大なる影響を受けました。一方で、デジタル技術の進展に伴い、新たな表現方法や鑑賞方法が生まれるなど、文化芸術を取り巻く環境に様々な変化が起きています。

八王子市においては、令和2年(2020年)に八王子の歴史と伝統文化を紡ぐストーリー「**霊気満山 高尾山 ～人々の祈りが紡ぐ 桑都物語～**」が日本遺産に認定されたほか、令和7年(2025年)7月に市民の文化芸術の活動拠点である「**芸術文化会館(いちようホール)**」が大規模改修工事を終えてリニューアルオープンしました。さらに、令和8年(2026年)10月に八王子中央公園(桑都の杜)に「**歴史・郷土ミュージアム**」がオープンするなど、八王子市ならではの新たな文化的資源が生まれています。

こうした社会情勢や環境の変化、これまでの八王子市文化芸術ビジョンの取組成果を踏まえ、本市における文化芸術政策の将来像や取組を示す新たな計画として、「**第2期八王子市文化芸術ビジョン**」(以下「ビジョン」という。)を策定します。

2 ビジョンの位置づけ

このビジョンは、「八王子市文化芸術振興条例」が目指す本市の豊富な文化芸術資源を活かした賑わいの創出や、まちの魅力を高める文化芸術の振興を図るため、その方向性を明らかにするものです。また、国や東京都の計画をはじめ、本市の最上位計画である「八王子未来デザイン2040」(基本施策「未来につながる文化の継承と創造」)及び関連する他の計画との整合性を図りながら推進します。



3 ビジョンの期間

令和8年度(2026年度)から令和15年度(2033年度)までの8年間とします。

計画期間中に本市の最上位計画の「八王子未来デザイン2040」に変更があった際は、その内容を踏まえ、必要に応じてビジョンの中間改定や見直しを検討します。

SDGsとの関係

SDGs(持続可能な開発目標)とは、平成27年(2015年)9月の国連サミットで採択された国際目標で、17のゴールと169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

文化芸術においても障害の有無や国籍、経済的な状況などに関わらず、誰もが身近で文化芸術に触れることのできる環境づくりが必要です。



4 ビジョンの対象となる文化芸術の範囲

このビジョンでは、文化芸術基本法第8条から14条に例示された芸術・芸能・生活文化など市民の暮らしの中にある文化芸術活動の全てを対象とします。

このほか、8年間の計画期間中の社会情勢の変化に応じ、その他の領域についても対象とします。

条項	内容
第8条	芸術(文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術)の振興
第9条	メディア芸術(映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術)の振興
第10条	伝統芸能(雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の古来の伝統的な芸能)の継承及び発展
第11条	芸能(講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能)の振興
第12条	生活文化(茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化)の振興並びに国民娯楽(囲碁、将棋その他の国民的娯楽)及び出版物、レコード等の普及
第13条	有形及び無形の文化財等の保存及び活用
第14条	地域における文化芸術の振興等